議事概要

＜委員会概要＞

委員会名称：企業主導型保育事業点検・評価委員会（第20回）
日　　時：令和７年10月16日（木）10:00～11:30
場　　所：こども家庭庁成育局第１会議室
出　席　者：（委員会委員）
飯田委員　石毛委員、高祖委員、園田委員
馬場委員、的場委員、安原委員、吉田座長
（こども家庭庁）
中村成育局長、栗原成育局保育政策課長、
大部成育局保育政策課認可外保育施設担当室長、
古居成育局認可外保育施設担当室主査
（公益財団法人児童育成協会）
望月業務執行理事、藤田企業主導型保育事業本部長、井川企業主導型保育事業本部審査部長、徳本企業主導型保育事業本部指導監査部次長
配 付 資 料：次第
資料１　令和６年度企業主導型保育事業 補助事業の実施結果
資料２　令和６年度企業主導型保育事業 委託事業の実績
資料３　専門的財務監査指摘事項の集計方法について
資料４　立入調査の効率化について

＜委員会内容＞

１．開会

（吉田座長）

・　前回から一部構成員に交代があり、 横浜市について、人事異動によって、渡辺様から飯田様に代わられた。全国社会福祉法人経営者協議会について、園田様に新たに構成員をお引き受けいただくということになった。本委員会の議事等の公表については、企業主導型保育事業における今後の方向性という機微な内容も取り扱う観点から冒頭は非公表とし、委員会の傍聴等は認めないこととする。当該説明終了後、公開にて、令和６年度の企業主導型保育事業について、議題として会議を行うということとさせていただく。

【各委員に諮り、了承】

２．令和６年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料１（令和６年度企業主導型保育事業（補助事業）について）に基づき説明

（審査状況）

・　間接補助事業の実施結果について、前回から更新があった部分を中心に御説明する。令和５年度の完了報告審査、それから、令和７年度分の事業計画審査及び令和６年度の月次報告審査については、前回から変更はない。

（事業譲渡）

・　事業譲渡についても前回御報告したとおりである。

（システム）

・　前回報告したとおり、令和６年１月から各機能の業務開始及び開発等の状況に合わせて分割してリリースし、9月に全てのリリースが終了して本格稼働となった。その後、令和７年度の事業計画申請の対応、制度変更への対応などを行った。本システム導入に伴う効果であるが、３ページに記載のように自動計算の仕組みの導入、保育支援システムとの連携によって施設側の業務負担が軽減されている。特に保育支援システムとの連携は約６割の保育施設をカバーしている。付帯効果としては、協会においてもこの保育支援システムとの連携によって出席日数や登降園時間などがより正確となり、審査業務の負担も軽減されるとともに、事業者とのやり取り回数も大幅に減少して、より正確、迅速に審査業務を行うことができることとなった。月次報告においても、以前は繰り越しで処理ができない部分もあったが、毎月100％の処理ができ、事業者に早期に確実に助成金が支払われることになっている。

（助成決定）

・　４ページの令和６年度末までに4,361施設、定員として10万3763人。各割合をグラフで示しているが、傾向としては例年と変化はない。次に、助成決定の取消し・取りやめ・

休止の状況について。資料５ページの１番目の助成決定の取消しについては、前回から変更はない。２番目の取りやめについては、こども家庭庁の承認が終わったものを加え、前回の令和６年度は40施設から48施設になっている。このうち、助成金の返還が必要な施設は39施設、残りの９施設は整備費の助成がなく、返還金が発生していない。次のページの休止の施設については、前回の39施設から40施設になっている。再開状況についても、再開施設が前回は４施設だったが、６施設に変更となっている。７ページの財産処分の承認状況については、令和５年度からの累計で、前回は２月末時点の施設数だったが、その後、こども家庭庁の承認が終わったものを加え、前回の174から184施設となっている。具体的には令和６年度の承認施設が114から124施設となっている。

（定員充足状況）

・　前回は令和６年10月時点での状況だったが、直近のデータとして令和７年４月時点の状況となっている。定員充足率は69.4%。次の９ページに、令和５年度、令和６年度と令和７年４月の比較と、従業員枠・地域枠の定員における充足率を示している。詳しくは次の10ページにグラフとしてお示ししている。従来から御説明しているとおり、年度の初めの４月に認可保育所への転用などを主因として充足率が低くなる７月から１月にかけて利用児童数、充足率が上昇する傾向になっている。また、年度ごとの利用児童数を見ていただくと、年々増加しているが、この数年は微増傾向となっている。なお、令和７年４月の充足率は69.4%になっているが、対前年同月と比較して、今までは増加していたが、この４月は昨年の４月の71.2と比べて減少となっている。少子化の影響があるのではないかと思っている。

（児童育成協会の体制・人員推移）

・　最後に、参考として当協会の体制と人員推移について。企業主導型保育事業本部内において、新しいシステムのさらなる開発の体制強化のためにシステム管理課を室へ昇格している。それから、最後のページ、人員推移については、令和７年４月１日現在では総勢で349名の体制となった。これは監査業務、コールセンター業務などの内製化を進めているため、人員が増となっている。また、建築士、公認会計士を引き続き配置しているとともに保育士の増強に努めて、68名まで増やしている。

【こども家庭庁より説明】

資料２（令和６年度企業主導型保育事業（委託事業）について）に基づき説明。

（指導監査）

・　１ページ目は前回から変更はなく、全ての施設に立入調査を行ったというものである。２ページ目、立入調査での文書指摘事項、件数自体は変更ないが、前回の委員会での御指摘を踏まえ、比較ができるように令和５年度の件数を入れている。また、改善報告書の提出状況について、前回は100%ではなかったが、今回は確報で全施設から報告

書が提出済みとなっている。３ページ目、専門的労務監査について、これも件数自体に変更はない。４ページ目にあるとおり、同じく令和５年度の件数との比較ができるようにしたことと、改善報告書は全て提出されている。５ページ目、専門的財務監査について、これも同じで６ページ目に件数、令和５年度の比較と改善報告書の提出状況のアップデートがあった。７ページ目、特別立入調査であるが、これは実施状況の数字に暫定値から少し増えて、実施施設は63施設、そのうち不適切保育と認められたのが35施設、不正受給等であったと認められたのが38施設という結果になった。全て文書指導によって再発防止策を取るように求めているところである。８ページ目、午睡時調査について件数に変更はない。９ページに令和５年度との比較、全ての施設から改善報告書提出済みの旨を追記している。

（研修）

・　10ページ目、研修の参加者、修了者等については前回から変更はない。前回の委員会での御指摘を受け、11ページ目に新たに研修のプログラム、カリキュラムと講師の方々の名前、肩書きを載せている。

（相談支援等）

・　12ページ目、相談支援等の問合せ対応については、これも件数自体に変更はないが、右側の表で令和６年度と令和５年度の状況の比較をできるようにしている。完了率は95.9％で、令和５年度から若干の増加があった。13ページ目、巡回指導、地域交流会の開催等については、前回御報告したとおりである。最後14ページ目、審査渉外部のいわゆる本業経営不振の事業者への丁寧な対応について。これも資料自体に変更はないが、一番最後の来年度以降の改善策にさらなる評価指標の検討と追加、決算書徴求タイミングの再考ということで、これは順次今年に入ってから、例えば決算書を随時提出していただくように通知を出すといった改善を行っているところである。

【質疑応答】

（高祖委員）

・　委託事業の実績についてで、７ページ目、不適切保育35施設、あとは９ページ目、午睡調査で文書指摘93件との御報告があった。こちらは改善報告書の提出ということだったが、その後、継続しての指導や立入調査は行われているのか。

（児童育成協会）

・　改善報告が出された後も、通常の立入調査または午睡等で調査はしている。あまりひどい場合はもう一回入る場合もあるが、通常は想定されない。通常の立入調査で確認をすることにしている。

（高祖委員）

・　改善されているということか。

（児童育成協会）

・　そのとおり。改善されているのを確認に行っている。

（飯田委員）

・　１点、補助事業の10ページ目。先ほど、４月に定員充足率が一番下がって徐々に上がってくるという説明があったが、数字の経過を見ていくと、４月に入所している利用児童数を見ても、令和３年からずっと増えてきていて、ここに来て69.4％に下がったということがわかる。直近のデータがもし分かれば、今後の予想としては、最も高くなる１月の数値が81.5％を下回る見込みだという理解でよいか。

（児童育成協会）

・　今回示しているのは４月までだが、速報で集計しているが、７月も昨年より少し下がっている。割合的には同じぐらいであるが、少し下がっている状況になっているので、そのトレンドでいけば少し下がると思っている。

（飯田委員）

・　横浜市でも４月の利用申請者数が初めて減少したこともあり、全国的なトレンドなのか、そこを確認したかった。本当にピークアウトが見えてきたということで理解をした。

（石毛委員）

・　資料Ｉの５ページ目の「助成決定の取消し・取りやめ・休止」の関係。助成決定の取消しについては令和６年度２施設で、うち１つが自治体より施設閉鎖命令を受けたためというのがあるが、「施設閉鎖命令」というのは穏やかではないので、どういう事情であったのか差し支えのない範囲で教えていただきたい点と、こちらは助成金の返還が必要な施設だと思っているが、これの返還が円滑に進んでいるのか教えていただきたい。これが①の関係の質問。

・　②の関係では、「助成金返還施設数」のところ、５年度で24施設中返還済みが23施設、６年度は39施設中返還済みが32施設とある。計算すると、５年度と６年度の合計で８施設が返還済みになっていないが、こちらの８施設の返還状況について御教示いただきたいのが２つ目。

・　３つ目が「休止」の関係だが、拝見すると、「休止」した施設のうち、既に再開している施設や再開が予定されている施設の数が意外に多いという印象を受けた。６ページ目。５年度でいえば23施設が「再開」か「再開予定」、６年度でいえば「再開」と「再開予定」を足すと27施設である。その数字と、この資料に書かれている「休止事由」というのを照らし合わせると、「利用を希望する児童が少なくなったので休止したのだけれども児童数が回復した」とか、「保育士を確保できなかったので休止したのだけれども確保できるようになった」というように、状況が一時悪くなったけれども好転して、やはり休止から回復するということは、意外とよくあることなのかなという印象も受けたが、この印象というのは正しいのかどうか教えていただきたい。

（こども家庭庁）

・　最初の令和６年度の施設閉鎖命令について、前々回、１年ほど前に御報告した個別案件である。実質上はこどもが既にいない園であり、こどもへの影響はない状況での自治体の判断の施設閉鎖命令があったという案件である。それから、こちらの件を含め、全体的な助成金の返還が必要となっている施設のうち、返還済みとなっている施設の対応については、いずれも返還に向けて協議中であるか、事業者とのやり取りが続いているところである。

（児童育成協会）

・　委員からは比較的動きがあるのではないかと話があった。そのとおりではあるが、園児が１人入っただけで当然開園する。ただ、その園児がまたどこかに行くと休園することがあるため、変動が大きいという報告を受けている。

（石毛委員）

・　そういう実態は私のような保育現場の門外漢だと分からないものですから、非常に勉強させていただいた。あと、助成金返還については大事なことだと思うので、粘り強く回収いただくように、一国民の立場としてお願いしたい。

（的場委員）

・　資料の委託事業の相談支援の資料Ⅱ－③の12ページ。相談支援はとても重要な業務と思っている。小規模の保育所が多い中で、必ずしも保育所の経営について慣れていない事業者もあると思われる。相談内容の内訳を見ると、運営費の助成に関することに次いで、保育運営に関する相談が多いということであり、やはり児童育成協会を頼りにしている事業者が多いことがうかがえる。そのような中で、令和６年度の図表を見ると、完了率が95％であるが、これは100％であるべきと思っており、対応していない部分が気になる。それから、その下の円グラフで、割合は書いていないが、回答内容が不満と大変不満というのもあるが、やはり事業者にとって保育運営の頼りの綱でもある児童育成協会に相談して対応してもらえないとか、回答内容が十分でないというのは事業者にとっては残念なことと思うので、その辺りの対応をしっかり相談業務において実行していただきたい。

（吉田座長）

・　御要望ということか。

（的場委員）

・　要望である。対応していない理由や、不満と答えられた理由について、もし考えられることがあれば教えていただきたい。

（児童育成協会）

・　完了率は、１件の電話で長くなることもあるので、かかってきているけれども電話を取れなかったものがあり、なるべく出るようにするとか、FAQをもう少しよく示して、そちらを見られるようにする改善は現在している。あと、不満などは回答者によって

均一化や、違う回答というのもあるため、そこは統一して、研修などを実施して統一できるようにと今努力しているところである。

（安原委員）

・　１点、補助事業の７ページで財産処分の承認状況、184施設であるが、そこの転用の目的外使用ということで23施設とのことだが、こちらの目的外使用というのは、他事業への転用ということで、放課後児童育成事業や小規模保育への事例があるのか、もし分かれば教えていただきたい。

（児童育成協会）

・　目的外の使用について、企業の倉庫に使ったり、事務所に使ったりするケースが幾つかある。

（安原委員）

・　他事業というわけではないということか。

（児童育成協会）

・　しかり。

（こども家庭庁）

・　午睡時の安全対策などは庁内の担当部署が横串で施設類型関係なくやっている。いろいろな不幸な事件が起こると、そのときに注意喚起をやるのだが、事前の形でやっていくというのは安全対策という観点から重要。

（吉田座長）

・　指導監査で文書指摘等が、認可保育所のこういう全体状況のパーセンテージが分からないため、比較はできないが、件数からいうと決してパーセンテージが低いとはどうも思えない。今、こども家庭庁から話があったように、午睡についてはこどもの命が関わっているので、これは毎年やっているわけであるから、継続してこういう問題が指摘されるということになると意味が違ってくるので、そういう部分がどうなのか。あるいは一般的な指導監査も、あるいは財務の監査も労務の監査もこれだけの件数があるということは､たまたまどこか１か所がその年だけということでは必ずしもなく、去年も今年もということがあり得るので、その点についてのチェックを少しかけていただくのが良いと思う。たまたまミスを起こして、会計でミスがあって指摘されましたということはあるかもしれないが、それが翌年度も同じようにあったというと全然意味が違ってくるため、単年度だけではなく、年度にまたがって継続的な視点から指摘事項がどうなのかぜひ押さえていただきたい。逆に文書指摘が基本的にゼロが例えば３年、５年続いたということであれば何かインセンティブで、毎年ではなく２年に１回でよいとか３年に１回でよいなどある話であるため、厳しくする部分に加えて、同時にしっかりやっているところはしっかりとやっているなりのメリットがあるというインセンティブがあってもいいかと思うため、今後はその辺りも少し検討していただきたい。

・　それから、今日の資料Ⅱ－①の一番最後の14ページ目。データの収集・分析で、その前の資料も含めていろいろデータの御説明をいただいたが、これについても再三申し上げているように、何でこれを大事にしているかというと、様々なリスクが、特にこれから少子化でこどもの数が減っていく中で、施設が閉鎖するかもしれない、急にクローズされるとこどもの居場所はどうするのか社会問題になりかねない。あるいは経営が苦しくなると、つい職員配置の状況をごまかしたり、土日の利用の数を少しいじってみたりという不正にもつながりかねない。そういったリスクに対するシグナルをこういうデータ分析を通してどう把握するかという観点でのデータの収集・分析をしていただきたいということをお願いしていたので、例えば定員充足率を30％切ったとか、３分の１程度とか、50％であれば半分というざっくりとした話だと思うが、全ての施設の充足率はそんなに難しくなく把握できるので、分布のような形で、例えば定員実員がぴったりのところが20数％オーバーしている、あるいは定員の50％しかいない、あるいは32％しかいない、10％しかいない。要はパーセンテージ、全ての分布が把握できると私は思っているので、分布という視点をぜひ持っていただきたいということと、それは運営形態によって当然違ってくるもの。企業が単独設置していれば、従業員枠はいつでも使えるように定員はとにかく埋めずに空けておくということは当然あり得る話であり、一方で保育事業者設置型の場合は、これはほとんど経営でやっているので、地域枠の変動がかなり経営に直結するため、地域枠の定員充足率が恐らく企業の単独設置型に比べるとインパクトが大きいことも当然想定されるので、そういったことも含めてデータの収集・分析をやっていただき、かつそこに先ほど御説明いただいた様々な指導監査、特に文書指摘の状況を重ね合わせると、より危険なシグナルを絞り込むことは可能だろうと思っているので、そういう視点からやっていただいたほうがいいと思う。ここから急速に少子化の状況は厳しくなる中で、また認可施設に入りやすくなると、さらにその影響が企業主導型保育事業に出る可能性が高いと思われるので、非常に貴重な重要なデータになるので、未然に予防し、あるいは手を打つという意味でも、そういうデータについては少しデリケートに対応していただきたいという要望である。

・　補助事業の実施結果、委託事業の実績について御説明いただき、いろいろ御意見、御要望等も頂戴したので、これを十分踏まえて、引き続き児童育成協会におかれては真摯に御対応いただきたい。また、今年度は協会の業務にもしっかり反映していただいて、次回、反映状況、取組状況について御報告いただき、こちらでも検討させていただきたい。

３．その他

【児童育成協会より説明】

資料３（専門的財務監査指摘事項の集計方法について）に基づき説明。

・　本日の資料でも同様であるが、従来から財務監査における指摘事項の公表に当たっては、監査評価基準に基づく結果通知書の記載文を基に、指摘事項そのままではなく、28種類に分類して公表している。したがって、１つの指摘事項でも関連する複数の分類により公表していた。これは、財務監査の開始当初は幾つかの評価基準をまとめて集計することで指摘事項の体制を見ることができたと考え、28種類に分類していた経緯からである。この集計方法について、２ページ目にあるとおり、このように変更したいと考えている。まず、監査評価基準に基づく結果通知書の記載文を基に、指摘事項を28種類に分類するのではなく、そのまま監査評価基準の監査事項ごとに公表するというもの。変更するに至った理由は、次の３ページ目に載せている。今までの集計方法だと、公表文言の一つに複数の監査事項が紐付いており、また、逆に一つの監査事項に複数の公表文言が紐付いていたので、一般の立入調査、労務監査と同様に監査事項ごとに集計して、どの監査事項に対して多くの指摘があったのか分かりやすくすることである。それから、現在の集計方法が複雑であり、対応できる人員が限られていることがあり、多くの時間を費やしたり、集計業務にばらつきが生じていた。また、この集計方法を変更することによるメリットとしては、集計を監査事項ごとにすることにより、対応できる人員を増やして集計結果の算出時間が短縮できること。それから、ほかの立入調査や労務監査と手法をそろえることにより、監査結果の集計業務が平準化されること。それから、監査事項ごとの集計とすることで、年度ごとの指摘事項の傾向をつかむことができるようになることなどが挙げられる。この集計方法の変更による影響を比較、検討するために、令和７年度分、今年度分については従来どおりの手法と変更後の新たな手法の両方で集計して、令和８年度以降は変更後の新たな手法のみで集計したいと考えている。

（馬場委員）

・　変更後の公表の姿がどうなるのかがいま一つ分からないが、スライド２の下の矢印の先のような形が今後の変更後の公表物になるのか。

（児童育成協会）

・　このような形で考えている。

（馬場委員）

・　公表文言のところの文章はこう書いているが、これはテンプレになるのか。それとも監査を担当した人がその都度文章を埋めていくのか、適宜修正するのか。

（児童育成協会）

・　これがテンプレになると考えている。

（馬場委員）

・　テンプレを公表してしまうと、監査の実際の指摘事項とずれが生じることが懸念される。指摘した範囲以上に指摘があったように誤解を与えたり、逆に実地で指摘した事項が網羅されなかったり、テンプレどおりの指摘は現実的にはほとんどないと思う。指摘事項の公表に当たっては、実際の指摘をもとに公表されることが監査の信頼性を高める。監査結果の集計の効率性という観点から、見直しを考えているとのことだが、監査をする側、受ける側にとってどのような形の公表が最も適切なのかという視点にたって、公表の在り方を検討すべきである。

（児童育成協会）

・　今回、集計方法を変更させていただく内容を最初の１ページ目で示しているとおり、もともとは28パターンの公表文言しかなかったものである。今回、評価事項ごとにしたことで、公表文言は106パターンに増えることになる。御指摘の施設への通知文とずれがあるのではないかということについて、１ページ目と２ページ目、施設への通知文については変わりがないこと。それから、公表文言はなるべく丁寧に、評価事項だけについて書くのではなく、この評価事項がどのような理由があるのか分かりやすく表記をしていく。それを踏まえて、令和７年度、３ページ目に示しているとおり、経年比較データも必要と考えており、従来どおりの28パターンの集計も行いつつ、新しい集計も行うことで、委員にも一度見ていただきたいと考えている。

（馬場委員）

・　集計をしやすくしたいというニーズは分かるが、一方で公表されているものが不正確になると、監査を受けたほうも監査するほうも事実と違うものが公表されてしまうということで、監査の実効性や信頼性が損なわれるおそれがある。したがって、公表文言のところはより監査の実態に合わせた、監査で実際に指摘されたものが公表される形になるよう進めていただきたい。監査の集計は、監査事項ナンバーなどをもとに、この項目で何件の指摘があったというサマリーが集計されるように工夫すればいいとも考えられる。それよりも監査の信頼性の観点から、のぞましい公表の在り方を改めて検討すべきではないかと考える。

（児童育成協会）

・　なるべく努めていきたいと考えているが、１ページ目のところをもう一度説明させていただくが、立入調査結果の通知書で、職員及び保護者から徴収した経費を財源とした取引は助成対象外であることから、収支決算書において調整の上、除外することという施設への通知文、この監査事項ナンバーはもともと左にある３の収入の（２）その他収入のウというところで職員や保護者からの実費徴収に関する指摘であった。従来の集計であれば、運営費完了報告の収支計算書に助成対象外の支出が計上されていることで、その助成対象外の内容が何かが分からない集計になっていた。これは28パターンにまとめていたことが原因。一方で、今後の新集計方法になると、より指摘し

た内容が細かくなっていくため、２ページ目の下段にある公表文言のところに「職員や保護者からの実費徴収等の収入によって」という書き方をしているが、これに対する指摘が入ったのだということで、より分かりやすい公表になると考えている。委員の御指摘にあったとおり、分かりにくい公表文言があったということであれば、その際は例えば財務監査研究会等で内容を検討すべきであると考えている。

（馬場委員）

・　趣旨は理解した。件数の集計のしやすさだけであれば、監査事項番号と公表文言のパターンとのリンクをもう少し整理すれば､集計は今よりも効率的にできるように思う。特定の人でなければ集計できないという話であるが、結果通知書の記載文を読んで、その上で公表文言のどこのパターンに該当するのか判断しているとなると、特定の人しかできないかもしれないが、監査事項番号と公表文言の関係性を整理すれば、ある程度監査事項番号のところからどこの公表文言のところに件数が行くか、分類、集計はできるのではないかと思う。今の公表文言は比較的文章が短く、内容的には分かりやすいので、これはこれで情報としては有用性があるように感じる。もう少しやり方の部分で工夫の余地がないのか検討してはいかがか。

（吉田座長）

・　今の点は御要望ということで、協会からあったように検討会で検討する理解でよろしいか。

（馬場委員）

・　結構である。

（吉田座長）

・　専門技術的なことは分からないが、公表文言が28種類だったものを、今のやり取りだとテンプレートが百幾つになるという理解か。その場合、表現のバリエーションは増えるということと理解。

（児童育成協会）

・　しかり。

（吉田座長）

・　問題は、今までの紐付けがこの新しいテンプレートでどのぐらいすっきりできるかということ。その辺りが今日の資料で我々にも見えないので、専門家を交えて少し検討して、次回、本委員会においてもその点について少し具体例を含めて分かりやすく御説明いただいたほうがよい。

（児童育成協会）

・　専門に相談して検討し、できれば次回のときに新旧を出して、これがこう変わるいことを示して御判断いただきたいと考えている。

（吉田座長）

・　今日の資料では我々も判断できないので、それは宿題ということで、次回そのような

整理をしていただきたい。

（園田委員）

・　吉田座長が述べられていた、これから少子化が進む中でかなり保育事業の経営主体が厳しい環境にある中でこそ、監査をしっかりやっていかなくてはいけないことはその通りだと思っている。その流れでの質問だが、監査を標準化する流れになっていて、監査自体が効率的に進むということは非常に重要なことと理解している。その中で、先ほど馬場委員御指摘の点も踏まえ、特記事項という記載欄は必要ではないか。標準化する一方で、その標準化で示せない特記がしっかり書き出せるような欄は設けられているのか。何もなければ「特になし」の表記であるが、そういった仕組みになっているのか。

（児童育成協会）

・　特記事項とは、施設ごとの特徴が見えるような形になっているかということか。

（園田委員）

・　例えば内容の中でも非常に重大な問題が発生しているとか、今、監査項目上で出てきている内容では表現し難いような問題が生じているとか、実際にそこに書けるような場があるのかないのかという質問である。

（児童育成協会）

・　実際に今後106パターンで書いていくことになるが、今回の表現でなるべく特記事項というのが分かるような公表文言を既に作成して、財務監査研究会に参加されている委託先の監査法人にもお諮りしたところである。現状ではそのパターンでよいのではないかと賛同を得ているところではあるが、当然、今後の財務監査において園田委員の御指摘のような特記事項が必要であれば、そこで公表文言を見直すとか、例えば、今後の公表資料に何か書き加えるとかというのは検討しなければいけないと考えている。

（石毛委員）

・　私の理解では、まず現状28パターンの文言しかなかったものを今後106パターンに増やすことは明らかに進歩なので、それはいい改善で、まずやるべきだと思っている。「特記事項」と述べられたのは、多分、106パターンでも書き切れない何かがあったときに、それがデータとして残るようになっているのかどうか、残らないといけないのではないかという御指摘と理解した。そうであれば、「特記事項」という107番目のパターンを作って、106でカバーできなかったものがあればそこに自由記載というので良いのではないか。自由記載というのは表現としては変かもしれないが、要はケース・バイ・ケースで、必要な時に第107番目のパターンを設ければ済むのではないかと思う。ここで議論されていたのは多分そういう問題意識ではないかと私は理解したので、一つの提案として参考にしていただきたい。

（吉田座長）

・　私も同じ理解で、28が106になったことで当てはまるものが増えてきたが、106で全て

きれいに当てはまるかというと必ずしもそうでもない。107を作るのか、106の例えば82のテンプレートの文言が90%当てはまるが、どうしても残り10%はそこに一言文言をつけておきたいという特記事項はあってもよいと思い、おそらく紐付けに影響する話ではない一方で、文書指摘等は公表されるから、そこだけはプラスアルファで丁寧にやっておいたほうがお互いによいと思う。専門的に御検討いただきたい。

（児童育成協会）

・　そこを含めて検討させていただく。

（吉田座長）

・　議事３の２番目。立入調査の効率化について、こども家庭庁のほうから御説明いただきたい。令和８年度の委託事業に関係するこれからの話であるため、当事者である児童育成協会はここで御退室いただく。

（児童育成協会退出）

【こども家庭庁より説明】

資料４（立入調査の効率化について）に基づき説明。

・　企業主導型保育事業の指導・監査、研修及び相談支援等の業務委託については、毎年度公募を行うこととしており、令和８年度についても１月頃から公募を開始する予定である。その内容については、本日の議事の２で御説明した令和６年度の事業と基本的には同内容で行ってまいりたい。指導・監査業務でしっかり質を確保してまいりたいし、研修業務で保育従事者の資質向上等を図っていく。また、相談支援等業務においては、事業者に寄り添って丁寧な対応をしていく。個別の調査の回数等は今後詳細を検討していくが、今回特にお諮りしたい内容としては、令和８年度監査についての試行的取組を行ってまいりたいと考えている。２ページ目であるが、現在の監査業務は、御案内の方もいると思うが、児童育成協会によって毎年各施設に１回立入調査を行うとともに、認可外保育施設としての各事業者に対して毎年度自治体から原則１回の監査が実施されており、監査を受ける事業者にとっては２回の監査を受けることに対する負担感がある。自治体、児童育成協会においても監査業務には相当の負担があるので、より効率的な監査ができないかという声が上がっている。こうした中で何ができるかについて、令和８年度に少し試行的な取組をしたいと思っている。

・　１つ目としては、書類作成が重複するということに対しては、自治体と監査受託先において様式を統一化することで、１つの様式で同じ項目を基本的には見ていくということにしたいと考えている。

・　指摘事項の重複については、自治体と監査受託先の監査結果の共有をしてまいりたいと考えている。特に自治体から共有いただくに当たっては、何らかの通知等の根拠が必要という声も聞いているので、国でできることがないかまず検討してまいりたいと思っている。

・　最後に、２回やっているのを１回にできないかという声が事業者から上がっており、合同監査についても、既に一部は実施しているが、より拡大して実施してまいりたいと思っている。合同監査については、児童育成協会においては四千数百、自治体も場所によっては数百以上の施設を監査されているので、日程調整というのはなかなか難しく、全ての施設というのは難しいところであるが、どの程度まで拡大できるのか、また、合同監査によってどの程度の効率化ができるのかまず見てまいりたいと考えている。それから、本日、座長から御示唆いただいたような監査において指摘がない等のしっかり事業を運営していただいていると認められるところに対するインセンティブの与え方として、優良施設を対象とした効率的な監査についても併せて検討を進めてまいりたいと思っている。令和８年度、９年度、10年度と順次拡大していくようなイメージであるが、まずは令和８年度にできるところからやってまいりたいと考えている。

（高祖委員）

・　効率的な監査ということで、園側もとても助かるのではないかと思っており、ぜひ進めていただきたい。監査はもちろんであるが、待機児童はかなり減っているが、ニーズに係る情報共有も含めて、自治体との連携はさらに強化していただけるといいと思う。８年度は自治体に２団体程度ということで、いきなり多くはできないと思うが、５年がかり、10年がかりということではなく、加速してぜひ全体に実施していただけるといいのではないか。

（飯田委員）

・　事業概要の③の相談支援等業務の中で、急な廃止等を未然に防止するための相談支援が載っている。横浜市でもそういった相談は増えてきているし、保育士の確保が難しくて受けられない、どうしたらいいのかや、事業譲渡したいけれどもなかなか自分たちでは探せないといった相談が増えてきているので、ぜひ保育運営の内容の相談にプラスして、経営を支援するというところのサポートもお願いしたい。

・　もう一点、自治体との連携した立入調査であるが、非常に良いと思う。理由は、自治体側の課題でもあるが、企業主導型はどうしても自治体側からすると国の事業だという感覚があり、距離感があると感じている。一般の認可外保育施設だと自治体が責任を持って立入調査をする意識があるものの、企業主導型になるとそこが弱くなるという傾向もあるので、自治体側の意識を変えるという意味でも連携して立入調査を行うということは良いと思う。ぜひ、この方向で進めていただきたい。

（安原委員）

・　私から２点あり、一つが自治体との連携で、監査の効率化という趣旨はよく分かるが、例えば指導監督権限を都道府県が持っており、立入調査をする場合には認可外保育施設の指導監督基準に従って指導検査を行っている。児童育成協会の委託事業の中で監査をする際には、恐らく少し見ている視点が違う部分もあると思っており、

企業主導型のほうに補助されているというそちらの補助の面であるとか、そういったところもあるのではないかと思う。例えば東京都は、午睡時チェックは必ず見るとか、そういったポイントがあるので、その辺りの調整、それぞれ見ているところの違いがあると思うので、２回来られるのが大変なことも分かりつつ、一概に効率化だけではない部分も安全性の確保のためには必要と思う。試行の際に御検討いただきたい。

・　２点目だが、この10月から児童福祉法の改正で、虐待の可能性がある通告などがあった場合には、企業主導型だと都道府県に指導監督権限があるので、実際に調査をしたり、虐待認定をしたり、児童福祉審議会にかけるというようなことが必要になっている。そういった際に、過去も不適切保育のおそれがあるというときには児童育成協会と一緒に、合同で立入調査をしたということができているが、仕組みとして書類等の共有が必要なのか、連携が必要なのか、その辺り、よく分からない部分もあり、こども家庭庁にも伺って勉強させていただきたい。

（こども家庭庁）

・　児童福祉法に基づく虐待の通報については法律上の権限のため、基本的には自治体への通報を原則としている。法律に基づくガイドラインに基づく対応は自治体主導になるが、例えば非常にひどいケースであれば、その施設にそのままお金を入れるのかどうかといった視点もあるため、できる限り情報の共有はいただきたいと思っており、自治体から児童育成協会あるいはこども家庭庁に対してお願いするということについて、事務連絡等を発出させていただいている。その上で、さらなる書類の共有については、特に虐待のようなケースになると出せる書類も限りがあるかと思うので、改めて御懸念の点については引き続き協議させていただきたい。

（馬場委員）

・　効果的な監査の実施に関して１点懸念しているところがある。それは保育従事者の処遇改善に関してだが、御承知のとおり、公定価格の改定によってほとんどの子ども・子育て事業で収入が増えているが、一方で、人件費がそれに比して増えていない事業所というのが間々見受けられる。もちろん多くの事業所は人件費も増えているが、そうでない事業所、人件費が増えていても役員報酬の増加で、職員人件費は変わっていない事業所というのも見られる。我々専門家は、保育従事者の処遇改善が適切に行われているのか行政監査に当たって留意が必要と自治体に向けては助言もさせてもらうが、企業主導型保育事業においても同じ状況があるのではないかと思っている。監査では、恐らくこれは専門的労務監査の分野になると思うが、職員の処遇改善がきちんと行われているかにフォーカスを当てた監査を取り入れていただきたい。具体的には就業規則、給与規程等の定めがあるか、就業規則、給与規程に従って適切に処遇改善を行い、公定価格の増加が処遇改善に結びついているかなどをぜひ監査していただきたい。単価の改定が処遇改善に向かわず、役員報酬に振

り向けられていると、社会的な問題になると思うし、そうした懸念があるにも関わらず、監査で見ていなかったとなると、監査に対する社会的な期待を損なうこととなる。今、保育事業の収入は右肩上がりであるため、今取り組むべきテーマだろうと考えている。専門的労務監査の主眼事項として、「公定価格の改定に関わる保育従事者の処遇改善の実施」を監査項目に加えていただいて取り組んでいただきたい。財務監査だが、児童育成協会が行っている財務監査は支出の透明性確保や資金管理、財産管理にフォーカスを当てて監査項目が整理され、実地監査が実施できているので、財務監査は児童育成協会の委託事業に寄せていき、効率化を図ることも可能ではないか。

（こども家庭庁）

・ まさに問題意識は同じところだと思っており、労務監査において処遇改善の改善幅が十分に配分されているかというのを見るというのは非常に大事な問題意識だと思っている。指摘をするかどうかはこれから検討であるが、労務監査とできる限りの情報公開を組み合わせて、企業主導型保育においても保育士の処遇改善が図られるように努めてまいりたい。

（吉田座長）

・ 資料Ⅳの１ページ目、相談支援等業務に含まれるのだと思うが、今後、急な休廃止ももちろんあるけれども、いわゆる合併事業譲渡等もかなり増えることが予想されるので、いわゆるマッチングである。その機能が大事であると思う。そのままにしておくと店じまいということもあるかもしれないが、その手前のところで救済合併的なこともあり得ると思うので、マッチング機能も少し強化していただくということは重要な視点だろうと思い要望する。

・ 監査であるが、当初不正受給等があって社会問題になって、政治問題になって、一般の認可保育所よりもかなり監査が厳しい。厳しさを通り越して「何だこれは」というような声はあちこちで聞いている。特に社会福祉法人、学校法人で保育所や認定こども園をやって、そういう監査を受けている方々がやっている企業主導型保育事業が「何だこれ」という話はかなり多く聞いているので、これは当初やむを得ない部分はあったと思うが、ここに書かれているとおり、自治体も視野に入れて監査というのを考えれば、なるべくどんな施設だろうと監査の本質は一緒だと思うので、そういう視点から少し監査の検討をしていただきたい。財務面は拠出金なので、財源が違うので、ここは特有だと思うが、労務であったり、施設運営面であったり、あるいは職員の処遇であったり、午睡を含めてこどもへの処遇については、企業主導型保育事業でも、認可保育所でも、認定こども園でも、本質は変わらないので、そこについて大きなぶれのない視点でしっかりとした監査をしていただくことが必要だと思う。その部分についてはまさに今、保育ＤＸで給付は、私も関わっているが、システム標準化を進めているし、ワンスオンリーあるいはワンストップという

ことで動いているので、いきなり統合はできないにしても、保育ＤＸの流れの中で進めていけば、自治体と協会との連携についてもＤＸの中でもう少しワンスオンリー化できる余地があると思うし、企業主導型保育事業は保育ＤＸとしては逆にピムスのほうが先行しているので、デジタルの観点で、これは少し中期的な観点かもしれないが、それも視野に入れていくほうがより省力化できて、かつ効率化できると思うので、その辺りも今後の課題として少し意識していただきたい。いろいろ御意見を構成員の皆様からいただいたので、それをしっかり踏まえた上で、今後さらに適切な事業実施に努めていただければありがたい。

・ 第20回になりましたけれども、点検・評価委員会を終了いたします。構成員の皆様方、また、事務局の皆様方、お忙しい中、御協力いただきましてありがとうございました。

４．閉会